特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第74号）の概要

○　一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

概要

１．月例給の改定　【令和５年４月から改定】

①内閣総理大臣等

指定職職員に準じて、俸給月額を引上げ

（代表例）

代表的な官職	現行	改正案
内閣総理大臣	2,010,000円	2,016,000円
国務大臣	1,466,000円	1,470,000円
副大臣	1,406,000円	1,410,000円
大臣政務官	1,199,000円	1,203,000円
大使３号俸～１号俸	1,175,000円～913,000円	1,178,000円～916,000円

②秘書官

一般の職員に準じて、1,300円～2,900円引上げ

③二千二十五年日本国際博覧会政府代表

指定職職員に準じて、3,000円引上げ

２．特別給（ボーナス）の改定　【令和５年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、指定職職員に準じて改定

年間3.30月分　→　3.40月分（0.10月分引上げ）

（注１）二千二十五年日本国際博覧会政府代表の特別給は、内閣総理大臣等に同じ。
（注２）秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされているため、法改正を要しない。

３．施行期日

公布の日（令和５年11月24日）。ただし、一部の規定は令和６年４月１日